

2010年度 早稲田大学比較法研究所プロジェクト連続講演会

「旧社会主義国における法と社会Ⅱ」第2回「東西ドイツから統一ドイツへ」

東ドイツ1953年6月17日事件の今日的解読

2010年12月17日／水島朝穂（法学学術院教授）

はじめに——3つの「6月17日」

- ・ 1789年6月17日：三部会から第三身分（平民）が離脱して国民議会を結成
- ・ 1932年6月17日：「ポーナスアーミー」事件。第1次大戦の復員軍人と家族が「ポーナス」支払いを求めてデモを行い、ワシントンに集結した日。
- ・ 1953年6月17日：東ドイツにおける労働者・市民の運動

I. 「6月17日事件」はなぜ起きたのか

1. 57年目の「6月17日」の風景

- ・ 「6月17日通り」：ブランデンブルク門からエルンスト・ロイター〔当時の西ベルリン市長の名前〕広場までの通り（ウンター・デン・リンデンとビスマルク通りを接続するベルリン中心部の大通り）
- ・ 「6月17日は遠くなりにはけり？」：マインツ大学での学生意識調査〔(18)〕。
- ・ 2010年6月17日、ドイツ連邦議会本会議場：G. シュヴァン（元大統領候補）の「6月17日事件」57周年記念演説とそれに対する微妙な反応〔(20)〕

2. 原因と背景——「6月17日」への道

- ・ 東ドイツ(DDR)の「建国」と迷走〔(2)〕
- ・ 社会主義統一党(SED)第2回協議会（1952年7月）——「社会のソビエト化」への転換点：農業の集団化、中小経営への課税強化、重要産業の2/3を国営化〔(3)〕
- ・ 1952年7月から「東ドイツの軍事化」が始まる→軍事費は全国家予算の22%（1952年）、18%（1953年）。「兵営式人民警察」（KVP: Kasernierte Volkspolizei）→後の国家人民軍(Nationale Volksarmee)16万の誕生
- ・ 自営農民、中小経営者、技術者などの西ドイツへの大量逃亡（「建国」から1952年

までに65万以上。1953年だけで33万1000人) →労働人口の低下

- ・ 深刻な経済危機と食料危機
- ・ 1953年3月5日、ソ連のスターリン死去
- ・ 5月13日、SED中央委員会：労働ノルマの10%引き上げ決定。イエナなどの地方都市でストライキが発生。
- ・ 体制化した労働組合(FDGB)はSED支持。労働者の反発、組合を超えた決起へ
- ・ 6月11日、SED「新コース」を導入：重工業優先方針の見直し、自営農の保護、個人営業の再開…。しかしtoo lateだった。「SED国家の破産宣言」

II. 「6月17日事件」の経過

1. それは、前日のスターリン・アレー工事現場の300人のストから始まった
 - ・ 17日に東ベルリン周辺で6万1000人がストライキ
 - ・ ベルリン米占領地区の放送局リアス(RIAS)が克明に伝える→東独全土にストやデモが波及。
cf. リアス編集局長E. バール(後の西ドイツ統一問題担当大臣)の回想〔(9)参照〕
「リアスなくして蜂起なし」
 - ・ 地方では、重要産業や地区政府、党事務所などが占拠された。
第1段階：東ドイツ全土の工場におけるストライキ運動
第2段階：通行人、主婦、若者もデモに参加。失業者、職人、ホワイトカラーの職員、自由業、中小の経営者も含まれていた。
第3段階：SED政治に対する労働者の比較的平和な抵抗が、政治的に動機づけられた労働者の決起に変わった。
- ・ 17日のベルリンのデモのスローガンやシュプレヒコールの内容〔(21)参照〕
ex. 「自由な選挙を」、「ロシア人は撤退せよ」、「W.ウルブリヒト(SED第一書記)打倒」、「我々はパンだけを求めているのではない。すべてのロシア人を打ち倒せ」、「ゼネラルストライキを」、「独ソ友好、糞食らえ」、「我々にSEDは不要だ」、「国家人民軍は必要ない」、「グロテヴォール政府打倒」…。
- ・ 運動の政治的性格が明確になった瞬間：ヴィッターフェルトのストライキ委員会の政府に対する電報(6月17日)に掲げられた9項目要求。DDR政府の即時退陣、進歩的勤労者による政府の形成、4週間以内の自由・秘密・直接選挙、全政治犯の釈放、

〔東西ベルリンの〕境界の即時廃止、軍隊(NVA)の即時解体、等々。〔(1)〕

2. ソ連の軍事介入による鎮圧

- ・ソ連軍16個師団（1個あたり20000人）と600両のT34戦車を投入。
- ・17日13時 「ソビエト占領地区軍司令官命令」により、戒厳（非常事態）が布告：通りや広場、公的建物内における一切のデモ、集会、催しの禁止。3人以上の人間の集まりが禁止。21時から翌朝5時まで徒歩や乗り物による通行は処罰される。
- ・戒厳令に基づく特設軍法会議で19人に死刑判決
- ・「6月17日事件」のデータ [cf. (8)一部修正]

騒擾地：少なくとも373都市

デモ参加者：少なくとも50万人

ストライキに入った工場：600

解放された監獄：1317

死亡したデモ参加者：少なくとも51人（最少の25人から最大507人までである）

逮捕者：6171人（6325人という数字あり）

労働者の割合：65.2%

非常事態宣言：14県中10県

軍法会議で銃殺：19人

命令違反で銃殺されたソ連兵：40人

死刑：2人（E. Dorn, E. Jennrich）

無期懲役刑：3人

10～15年の自由刑：13人

5～10年の自由刑：98人

1～5年の自由刑：791人

1年以下の自由刑：534人

III. 「6月17日事件」とは何だったのか

1. 「6月17日事件」その後

- ・1961年8月13日「ベルリンの壁」建設への道

★雑談：東ドイツ国家保安省（シュタージ）と国家人民軍(NVA)の歴史グッズ

の紹介

- ・1963年の「10周年」の際、当時の大統領の宣言により、6月17日が「統一の日」として、国民の祝日となった（1990年の統一後も、記念日としては残った）

2. 「6月17日事件」をどうみるか

- ・社会主義統一党 (SED) の見解

反革命・反ソ暴動、「半ファシスト」(Halbfaschist) 暴動

cf. 「アメリカ占領地区の放送局リアスが指示を与えた暴動」(上杉重二郎〔北大名誉教授〕『ベルリン東と西』三一書房、1962年) →ベルリンの壁の建設を「ドイツ史上最初の労働者＝農民国家」の生き残りを100パーセント証明したと積極的に擁護している！

- ・「ぶっつけ本番の革命」(Revolution aus dem Stegreif) [(8)]
- ・「民衆蜂起ではなく、労働者の反対運動」(バーリング説) [(13)]
- ・「ヨーロッパ革命の序曲」[(16)]あるいは「未完の革命」→1848、1918、1949、1953、1989 [(12)] 「自由革命」→ドイツ基本法(1949)を含める視点
- ・「6月革命は生きている」[(11)] 1953、1956、1968、1980… ハンガリーやポーランドに連動する視点
- ・星乃治彦『東ドイツの興亡』(青木書店)などの日本型オスタルジー研究の楽観的評価。6月17日事件については「東ドイツ市民の抵抗運動」説 [(7)]
「6月17日」は「歴史をつくった東ドイツ市民の日」だった。それは社会主義体制そのものを排除する行動ではなかった。「よりよい東ドイツ、あるいは、よりよいドイツを求める東ドイツ市民の抵抗運動」であった。
- ・経済的要求から政治的要求へ。ナショナリズム(ドイツ統一)との関係。
- ・SED内部の権力闘争に注目する見解→R. ヘルンシュタット(党機関紙(Neues Deutschland)編集長)とW. ツァイサー(国家保安相)によるW. ウルブリヒト(第一書記)への批判 [(2)(3)(5)]。2人は除名・追放
- ・「知識人は政府の後ろにいた」という神話 [(14)]

3. 「1953年」と「1989年」の比較の視点

- ・「6.17」は人々の意識のなかに持続的な作用を残した。即ち、一定の状況に際して

働きはじめる酵素(Ferment)のように作用している [(13)]

- ・1953年1989年との相違点→デモに対して駐留ソ連軍が動かなかったこと。「革命」のための戦略や綱領もなかったこと…。
- ・「もしソ連軍戦車が [1989年のように] 駐屯地内にとどまっていたら、東ドイツの活動的な人々の勇気と決起は、当時の段階で、このレジーム (SED国家) を倒していたことだろう」 [(22)]

むすびにかえて——ドイツ憲法史的から診た「6月17日事件」

- ・「ドイツ民主共和国」(DDR)「建国」40周年に起きた「ベルリンの壁」崩壊
- ・東ドイツという国は、「最初はよかったが、途中で変質してしまった」わけでも、「社会主義の大義から外れてしまった」わけでもなく、「建国」4周年に起きた「6月17日事件」によって国家としての正統性を剥奪された虚構の存在であった。
- ・ドイツ基本法(1949年)と「6月17日事件」
- ・「6月17日事件」は東欧立憲革命の黎明

【参考文献】

- (1)T.Diedrich,Der 17.Juni 1953 in der DDR,1991,S.5-306.
- (2)W.Kenntemich,u.a.(Hrsg.),Das war die DDR—Eine Geschichte des anderen Deutschland,1993,S.36-43.
- (3)K.Schroeder,Der SED-Staat—Partei,Staat und Gesellschaft 1940-1990,1998,S.119-148.
- (4)Ch.F.Ostermann,Uprising in East Germany 1953:The Cold War,the German Question, and the first major upheaval behind the iron curtain,2001,p.133-187.
- (5)Th.Neumann,Die Maßnahme—Eine Herrschaftsgeschichte der SED,1991,S.61-76.
- (6)F.Werkentin,Recht und Justiz im SED-Staat,1998,S.28-37.
- (7)Haruhiko Hoshino,Macht und Bürger—Der 17.Juni 1953,2002,S.11-215.
- (8)K.-H.Janssen,Die Revolution aus dem Stegreif,in:Die Zeit,Nr.25 vom 18.6.1993, S.13.
- (9)E.Bahr,Etwas Unerhörtes passierte—Erinnerung an den 17.Juni 1953,in:Freitag, Nr.25 vom 18.6.1993,S.8.

- (10)K.Wiegrefe/U.Klussmann,Ein deutscher Aufstand,in:Der Spiegel,Nr.24 vom 7.6.2003,S.38-48.
- (11)E.Neubert,Es lebe die Juni-Revolution!,in:Die Welt vom 10.6.2003.
- (12)A.Merkel,Die unvollendete Revolution,in:Die Welt vom 11.6.2003.
- (13)L.Ahonen,Nichts bleibt,wie es ist,1953-1989,Ein Vergleich,in:Freitag,Nr.23 vom30.5.2003.
- (14)S.Prokop,Die DDR-Intelligenz und die Juni-Krise 1953,in:Freitag,Nr.23 vom 30.5.2003.
- (15)J.Rösler,Der 17.Juni und das Recht auf Faulheit,in:Freitag,Nr.24 vom 7.6.2003.
- (16)K.Harpprecht,Ouvertuere einer europäischen Revolution,in:Die Zeit,Nr.25 vom 12.6.2003,S.41.
- (17)R.Leicht,Eine Revolte kehrt wieder,in:Die Zeit,Nr.25 vom 12.6.2003,S.1.
- (18)F.Werner,Der 17.Juni—ein Beispiel für deutsche Geschichtevergessenheit,in:Frankfurter Rundschau vom 17.6.2003.
- (19)D.Körper,Die verdrängte Erhebung,in:tageszeitung vom 17.6.2003.
- (20)Gedenkrede zum 17.Juni 1953—Schwan glaubt an Freiheitswillen,in:Frankfurter Rundschau vom 10.7.2010.
- (21)Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 6.10.2010.
- (22)小島栄一「1953年6月17日事件と東ドイツ」『社会科学討究』38巻3号(1993年)179～203頁。
- (23)「6月17日事件」の専門サイト：<http://www.17juni53.de/>